政府交付金収入	
一般会計より受入	
特別会計より受入	
その他経常収益	
貸倒引当金戻入益	
償却債権取立益	
株式等売却益	
金銭の信託運用益	
その他の経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
コールマネー利息	
売現先利息	
借用金利息	
社債利息	
金利スワップ支払利息	
その他の支払利息	
役務取引等費用	
その他業務費用	
外国為替売買損	
国債等債券売却損	
国債等債券償還損	
国債等債券償却	
社債発行費償却	
金融派生商品費用	
利子補給金	
その他の業務費用	
営業経費	
その他経常費用	
貸倒引当金繰入額	
貸出金償却	
株式等売却損	
株式等償却	
金銭の信託運用損	
その他の経常費用	
経常利益	
（又は経常損失）	
特別利益	
固定資産処分益	
その他の特別利益	
特別損失	
固定資産処分損	
減損損失	
その他の特別損失	
当期純利益	
（又は当期純損失）	

（記載上の注意）

1　関係会社との資金運用・資金調達に係る取引高の総額、役務取引等に係る取引高の総額、その他業務・その他経常取引に係る取引高の総額及びその他の取引高の総額を注記すること。

2　上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

3　本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。

4　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。

7　「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。

8　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分した場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

9　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他これらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの当期純利益金額をいう。）を銭単位で注記すること。

10　関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い注記すること。

11　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。